

令和4年2月25日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和4年3月4日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和4年2月14日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和4年2月17日（木）

3 請求する行政文書の名称等

検事を経験して検察庁の捜査・公判活動の方針を熟知した後に弁護士となった者が行っている弁護活動の結果、検察庁の活動にどのような弊害が発生しているかが分かる文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に、上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を、作成又は取得していないため、保有していません。

このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかにつき回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。